湯沢市水道管路等管理システム再構築業務委託業者選定委員会要領

第１　設置

湯沢市水道管路等管理システム再構築業務委託について、プロポーザル方式による受注候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、湯沢市水道管路等管理システム再構築業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第２　所掌事務

１　実施要領、要求水準書、評価基準書に関すること。

２　参加資格者審査、企画提案書審査に関すること。

３　受注候補者の決定に関すること。

４　その他必要な事項。

第３　組織

委員会は、委員５人以上で組織し、次に掲げる者のうちから湯沢市上下水道事業管理者が委嘱する。

（１）建設部長

（２）上下水道課長

（３）電子計算システム等に優れた識見を有する上下水道課以外の職員

（４）ＧＩＳシステム操作経験を有する上下水道課以外の職員

（５）前４号に掲げるもののほか、湯沢市上下水道事業管理者が必要と認める者

第４　任期

委員の任期は、委嘱の日から受注候補者を決定するまでとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第５　委員長

　　１　委員会に委員長を１人置き、委員長は建設部長とする。

２　委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第６　会議

１　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

第７　委員の責務

１　委員は中立かつ誠実に審査を行わなければならない。

２　委員は、審査の過程において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、湯沢市及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

第８　庶務

委員会の庶務は、建設部上下水道課において処理する。

第９　委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要領は、令和６年６月10日から施行する。